

# 議案参考資料

[令和3年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

財政課 財政担当  
市民課 住民担当

## 議案名

議案第47号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例から「個人番号カードの再交付に係る手数料」の額を定める規定を削除しようとするものです。

## 概要

法律の改正により、個人番号カードの再交付手数料の額は、地方公共団体情報システム機構(以下「システム機構」という。)が定めることとされました。このため、個人番号カードの再交付手数料の額を定める規定を削るものです。

(施行期日：令和3年9月1日)

## 背景・経過

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」が一部改正され、システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化され、個人番号カードの再交付に係る手数料の額はシステム機構が定めることとなりました。

このため、上記改正の施行日(令和3年9月1日)以後は、市町村における個人番号カードの再交付手数料の額を定める規定が不要となるものです。